

国民年金保険料免除・納付猶予の 申請を受け付けます

【問合わせ】国保年金課 ☎84-0653

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。
保険料を納め続けることで、高齢になったときの老齢基礎年金、万が一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。

申請により免除・猶予できます

申請免除

前年の所得が少ない方や失業など経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の全額もしくは一部の納付が免除されます。

申請免除は、4段階(右表参照)で、本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得に応じて基準額を下回る場合に承認されます。

免除段階	所得基準額
全額免除	(扶養親族数+1) ×35万円+22万円
3/4免除	78万円+扶養親族控除額 +社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族控除額 +社会保険料控除額等
1/4免除	158万円+扶養親族控除額 +社会保険料控除額等

法定免除

障害基礎年金や生活保護法の生活扶助を受給している方が、届出を行うと保険料の納付が免除されます。

納付猶予

他の年齢層に比べて所得が少ない若・中年層(50歳未満)の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。

※納付猶予の所得基準額は、全額免除と同じですが、世帯主の所得を除き本人と配偶者の所得のみで審査されます。

手続き

次の書類をお持ちのうえ、7月2日(月)から国保年金課で手続きをしてください。(継続申請者は除く)

◇年金手帳

◇印章(本人の場合は不要)

◇離職票または雇用保険受給資格者証の写し(失業により特例で申請される方のみ)

◇平成30年度所得証明書(平成30年1月2日以後転入された方のみ。前住所地発行)

保険料はさかのぼって納めることができます

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受け取るための資格要件に算入されますが、受け取る年金額は少なくなります。

免除または納付猶予を受けてから10年以内であれば保険料をさかのぼって納付(追納)することができます。将来受け取る年金額を少しでも多くするために、保険料の追納をお勧めします。

※追納の際、免除または納付猶予を受けてから3年度目以降の場合は、保険料に加算がつきます。

免除段階	受取年金額
全額免除	2分の1が反映
3/4免除	8分の5が反映
半額免除	8分の6が反映
1/4免除	8分の7が反映

※納付猶予は年金額に反映されません。